

## 信州型自然保育認定・登録制度について (事務局素案)

平成 26 年 9 月 10 日

### はじめに

子どもたちにとって、幼児期から児童期における様々な体験は人生の根っこ（原体験）として極めて重要である。

保育者ならびに保護者が、子どもの育ちにとって保育や幼児教育はどうあるべきかという視点にあらためて意識を向け、子どもにとって必要不可欠な育ちの環境や大人の関わり方を根底から考え直すきっかけとして自然保育をとらえたい。

自然環境の中で、子どもたちが受け身ではなく、主体的にどんな遊びや活動を作り出すか。また大人はそれにどう気づき、引き出すか。子どもと大人が自然との向き合い方を一緒に考え、様々な発見をしていくプロセスを大切に、結果として、自然体験はじめとする様々な体験活動を通じて子どもたちの主体性、社会性、創造性などが育まれる環境を創出したい。

信州の自然環境を積極的に活用した野外での体験活動を基軸とする自然保育の必要性を県全体の共通認識とし、信州型自然保育の意義と定義を明確にした上で、その実践の質と社会的認知の向上を目的とする信州型自然保育認定・登録制度を構築する。

この制度では、自然環境を活用した体験活動を基軸とする保育に、より多くの時間を充てて積極的に取り組んでいる団体を「認定団体」、自然体験等に強い関心を持って、意欲的に取り組んでいる団体を「登録団体」と規定するが、両者の間に団体としての上下関係や優劣を示すものは一切なく、子どもの健全な成長に良い効果をもたらす自然保育を充実させ、その質を高めたいという同じ目的をもった実践であることには変わらない。

信州型自然保育とは、従来の保育スタイルや内容を否定するものではなく、多様化する保育者や保護者等の意思を尊重し、そのニーズを満たすための、保育の新たな選択肢を増やすことを提唱するものであり、長野県の保育と幼児教育全体の向上発展を目指すものである。

### 1. 信州型自然保育の基本理念

～ なぜ今、自然保育に着目し「信州型自然保育」を提唱するか ～

#### ① 自然体験を基軸とする保育や幼児教育を通じ、子どもの心情、意欲、態度を育む

子どもの成長が連続的であることを考えると、保育や教育において、生涯を見渡した幼保小連携の「一貫型保育」や、人間が自己の生涯形成を進めていく上での人生の基盤となりうる「体験型保育」が極めて重要である。

その実現のために、信州の豊かな自然を最大限に活用し、地域の力を生かしながら、人生の基盤である幼児期から児童期における体験を基軸とする保育と幼児教育を目指すべきである。

## ② 多様な体験に基づく総合的な人間力の育成

今後益々、グローバルに活躍できる人材、すなわち主体性、社会性（コミュニケーション能力等）、創造性といった総合的な人間力を有する人材が求められる時代になるが、自然体験や生活体験などの様々な体験活動は、そうした人材育成に極めて有益であると考えます。

「ひとづくりの重要性」を掲げる長野県として、将来に向けた人材育成の観点からも、多様な体験を伴う子育てや保育のスタイルを普及させたい。

## ③ 長野県の豊かな自然環境を子育てや保育に活用する

全県の78%（全国3位）を占める森林、県民の暮らしを支える里山、農地、河川など、豊かな自然環境に恵まれた長野県の利点を最大限に活かし、子育てや保育、教育における体験活動を充実させたい。

子どもの成長にとって、自然体験や農林業体験、伝統行事への参加や地域活動、そして日常生活体験はいずれも不可欠であり、それらをバランスよく体験活動として保育や教育に取り入れることを目指す。

信州の多様で魅力的な自然環境を、子どもたちの多様な体験の獲得に大いに活用できる長野県の強みとして県内外にアピールすることは、結果として少子化対策の重要な施策の一つになるものと期待する。

## 2. 信州型自然保育の定義

「信州の自然環境を積極的に活用する野外での多様な生活体験を基軸とした活動」を幼児期から児童期の子どもたちに提供する保育、子育て、教育実践の総称。

既存の保育、幼児教育、野外保育等の全てを対象にするものであり、子どもたちが様々な体験活動を通じて、主体性、社会性、創造性、そして結果として自己肯定感等が育まれることを目指す実践であれば、活動フィールドや実践内容、指導法等は幅広く許容されるものとする。

長野県の多様な保育や幼児教育の中で、県が定めた基準を満たす特色ある実践を「信州型自然保育」として知事が認定する。

## 3. 制度の名称

制度の名称は「信州型自然保育認定・登録制度」とする。

## 4. 制度の趣旨

### ① 信州型自然保育の定義と基準を構築する

長野県が目指す「信州型自然保育」とはどのようなものであるか、県内の保育や子育て関係者と共に新たな概念として構築する。

## ② 信州型自然保育への関心と理解を広げ普及を促進する

信州型自然保育の認定・登録の推進とあわせて、様々な先進的事例の紹介を含む「信州型自然保育ガイド」(仮称)を作成し、信州型自然保育の具体的で客観的な理解を広げ、体験活動に関する経験やノウハウが県内の保育関係団体や小学校関係者、保護者、地域住民等の中で共有され、自然保育が普及することを目指す。

## ③ 自然保育に取り組む団体間の学びあいと交流を促進する

信州型自然保育の認定・登録を受けた団体の保育者や運営者を中心に、参加を希望する小学校関係者も交えた研修会や交流会等を推進する。

体験活動を実践する際の安全管理や指導法などをテーマとする研修会等を開催し、保育者等の相互理解やノウハウの共有、そして新たに自然保育に取り組もうとする人々も巻き込みつつ、学びあいと交流が広がることを目指す。

## ④ 幼保小の連携促進に寄与する

研修会や交流会等を通じて、保育に携わる様々な団体関係者の学びあいや交流が広がることで、従来からの重要な課題である「幼保小連携」の促進につながることを目指す。

## 5. 制度の内容

### ① 信州型自然保育の認定・登録と周知

県は、自然を活用した体験活動等に取り組んでいる保育団体等に広く呼びかけ「信州型自然保育」の認定および登録を行う。

認定・登録を受けた団体を県のホームページその他で十分に周知し、特に認定団体については積極的に県内外にもアピールする。

#### 【認定とは】

信州型自然保育の定義や基準を満たした実践がされていることを公的に示すもの。

認定団体には知事からの認定証を付与すると共に「信州型自然保育」の表記や認定マーク等の使用を許可する。

あくまでも信州型自然保育の実践内容について認定・登録する制度であり、自然保育を実践する団体の許認可制度ではない。

使用例：〇〇団体は、県の認定を受けた「信州型自然保育」を実践している団体である。

〇〇団体の実践は「信州型自然保育」として県の認定を受けている。

自然保育に取り組み、さらに深めたいと考える人たちが学び続けることのできる制度をめざし、制度自体も認定・登録団体が増えることによって、さらに成熟、進化していくものを目指したい。

## ② 「信州型自然保育ガイド」(仮称)の作成

信州型自然保育の理解と普及を促進するため「信州型自然保育ガイド」(仮称)を作成する。

ガイドは県のホームページ等から誰でも閲覧およびダウンロードできるようにし、内容も定期的にアップデートする。

信州型自然保育の認定・登録を希望する団体が、申請時にガイドを活用したり、団体施設内に設置保管して関係者が日常的に閲覧できるよう配慮する。

### 【信州型自然保育ガイド(仮称)のイメージ】

信州型自然保育の基本理念と定義、子どもの成長における自然保育の効果、体験活動の具体的な実践例の紹介と指導の手引き、保育者や体験活動指導者に必要な経験や指導に関するアドバイス、保護者の関わり方、安全管理の考え方」など、信州型自然保育に取り組む者にとって、自然保育の理論構築と具体的かつ客観的な事例が学べる実践指針・手引きとする。

保育者や保護者が、自然保育における大人側の視点（自然との向き合い方や体験活動における子どもの気づきをどう引き出すかなど）を考える参考にしたり、実践のPDCAを組み立てる参考にしたりするなど、研修会や交流会のテキストとして活用することを想定して作成する。

## ③ 研修会や交流会等の開催

認定・登録団体を対象に、自然保育の質の向上や人材育成を目的とする研修会や交流会等を開催する。

研修会や交流会では、学びあいや交流を通じて、保育に基本的なあり方について議論しあったり、自然保育に関する新しい知識や体験活動に関するノウハウが共有できる内容とする。

認定・登録団体にはできる限り研修会等に参加してもらえよう、団体ごとの参加状況等を県のホームページ等で紹介するなど、自然保育に積極的に取り組んでいる団体が社会的に評価される工夫をしたい。なお、幼保小連携の観点から小学校関係者の参加も呼びかけたい。

### 【研修会のイメージ】

- ・研修会の人数規模は1回あたり20人から50人程度を想定。
- ・参加者が参加する度にステップアップできるプログラムや修了証等の付与も検討。
- ・参加者に応じて「現場リーダー用、運営者用、保護者用」などの研修テーマやグレードの設定も検討。
- ・参加者に対する経費や開催時間の負担軽減などを配慮する。

## 6. 認定申請の手続き

県の認定基準に従い、認定申請した団体の自然保育の実践内容とその質について、認定者(認定審査委員会と県)は、現地視察と運営代表者のヒアリングを行った上で審査し、認定団体に認定証を付与する。

認定を受けた団体は、実践について積極的に情報公開することで対外的な説明責任を果たすものとし、かつ継続的に学ぶことで実践のレベルアップを図り、将来的には長野県の自然保育のリーダー的役割を担うことを含め社会に貢献することが期待される。(信州型自然保育ガイドにもモデル事例として実践を紹介)

### ① 認定申請（申請要領は別途作成）

- ・ 申請要件を満たしていることを確認した上で、申請要領に従い申請書を作成する。  
(申請書類とあわせて、実践活動の内容がわかる資料等を添付すること)
- ・ 申請者は作成した必要書類等を郵送または持参により提出する。
- ・ 申請に関する書類はすべて公開を前提とする。
- ・ 申請時期は年1回とする。

### ② 認定(認定更新)審査委員会

信州型自然保育の認定および認定更新のため、認定審査委員会を設置する。

### ③ 審査

団体から提出された申請書類等をもとに、認定審査委員会が現地視察や関係者等のヒアリングを行った上で認定基準を満たしているかどうかを審査し、認定の可否について判断して県に答申する。

### ④ 認定

認定審査委員会からの答申を踏まえて、知事が信州型自然保育の認定を付与する。

### ⑤ 認定期間

認定は5年ごとに更新手続きを必要とする。

### ⑥ 認定更新手続

認定を受けた団体は、認定期間の5年間が経過する際に、別途定める「認定更新申請書」を提出し、認定審査委員会ならびに県による現地視察を受けることにより、認定を更新することができる。

### ⑦ 認定取り消し

認定を受けた団体が申請要件を満たさなくなった場合や、法令違反等の取り消し事由が発生した場合には、認定が取り消される場合がある。

## ⑧ 認定団体の責務等

- ・認定を受けた団体は、認定を受けた年度から5年間、団体施設内の見やすい場所に認定証を掲示するとともに、団体のホームページ等にて申請書類や毎年の活動報告を公開するものとし、また行政や保護者等の求めに応じて常に閲覧できるようにしなければならない。
- ・認定団体の保育者や運営者は、自然保育や体験活動時に必要な知識(安全管理や指導法等)やノウハウ等を修得し、団体間の交流を促進するため、研修会および交流会に毎年度1回以上の参加を義務付ける。(保育補助者として関わっている保護者も参加することが望ましい。)

## ⑨ 認定にかかる費用

認定にかかる費用は無料とする(申請に関する郵送料その他の経費は申請者の負担)

## 7. 登録申請の手続き

登録を希望する団体は、登録申請書類に必要な事項を記入し届け出ることで登録とする。登録手続き完了後、県が登録証を付与し団体名等を公表する。登録団体は、各団体のホームページ等での情報公開等により、対外的な説明責任を果たすことを義務づけるものとする。登録団体が、認定申請をすることは妨げない。

### ① 登録申請(申請要領は別途作成)

- ・申請要件を満たしていることを確認した上で、申請要領に従い申請書を作成する。(申請書類とあわせて、実践活動の内容がわかる資料等を添付すること)
- ・申請者は作成した必要書類等を郵送または持参により提出する。
- ・申請に関する書類はすべて公開を前提とする。
- ・申請時期は年1回とする。

### ② 登録

登録申請書類の内容に不備のないことが確認されたのち、県が登録証を付与し県のホームページ等で公表することにより登録完了とする。

### ③ 登録期間

登録は5年ごとに再登録の手続きを必要とする  
(登録団体が認定団体の認定を受けた場合は、自動的に登録団体から除外される)

### ④ 再登録手続

登録を受けた団体は、登録された年度含め5年が経過する際に、別途定める「再登録申請書」を提出し、県による実践状況の確認を受けた上で、登録を更新できるものとする

## ⑤ 登録取り消し

登録後に申請要件を満たさなくなった場合や、法令違反等の一定の取り消し事由が発生した場合には、登録が取り消しされる場合がある。

また、活動について十分な情報公開がなされず、実践内容の確認が困難な場合にも登録を取り消すことができるものとする。(登録が取り消された団体は、翌年度以降に再度申請手続きを行うことであらためて登録が可能)

## ⑥ 登録団体の責務等

- ・登録を受けた団体は、登録を受けた年から5年間、団体施設内の見やすい場所に登録証を掲示するとともに、ホームページ等にて申請書類および毎年の活動報告を公開するものとし、また行政や保護者等の求めに応じて常に閲覧できるようにしなければならない。
- ・登録団体の保育者や運営者は、自然保育や体験活動時に必要な知識(安全管理や指導法等)やノウハウ等を修得し、団体間の交流を促進するため、研修会および交流会に毎年度1回以上の参加を義務付ける。(保育補助者として関わっている保護者も参加することが望ましい。)

## ⑦ 登録にかかる費用

登録にかかる費用は無料とする(申請に関する郵送料その他の経費は申請者の負担)

### 【実践記録の作成と提出について】

認定団体、登録団体共に、日々の実践についてできる限りの記録を残し保管することを求める。その上で、毎年度末に、県が定めた所定の書式によって実践報告を提出してもらうことを求める。

## 8. 認定・登録の申請要件

**信州型自然保育の認定および登録の申請に際しては、以下の要件を全て満たすこと。**

- ① 申請時点において、長野県内に活動の拠点を有し、継続的な保育実践を行う運営体制を持つ団体であること。(ただし法人格の有無は問わない)
- ② 申請前の5年間、団体および運営責任者が福祉や教育関係の法令等の違反を事由として刑事罰や行政処分を受けていないこと。
- ③ 宗教活動若しくは政治活動又は特定の公職者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを主たる目的としていないこと。
- ④ 企業・団体にあつては代表者や役員又は保育従事者、個人にあつては申請した本人又は保育従事者が、以下のいずれにも該当しない者であること。
  - ・認定申請日の属する年の2年前の年の1月1日から申請日までの間に、児童福祉法第18条の19の規定に基づき保育士の登録を取り消された者
  - ・認定申請日の属する年の2年前の年の1月1日から申請日までの間に、教育職員免許法第10条の規定に基づき教育職員免許状が失効した者又は同法第11条の規定に基づき教育職員免許状を取り上げられた者

- ⑤ 実践内容について関連書類等の開示含め、広く一般に向けて公開可能であること。
- ⑥ 信州型自然保育ガイド（実践指針・手引き）の内容を理解するとともに、団体施設内等に常備保管すること。（ガイドの作成完了以降に適用）
- ⑦ その他、本制度の趣旨に照らして問題と見られる事実が認められないこと。

## 9. 認定・登録の基準

国が定めている保育指針や幼稚園教育要領、認可外保育施設における指導監督基準によって、それぞれの実践が担保されている。

地域、保護者、保育者など、子どもたちの生涯に関わる者が、共に成長し人生を実現していくためには、上記の指針等を基本にしつつ、さらに信州の自然環境の活用や、地域の特性を活かした「一貫型」で「体験型」の保育および幼児教育の実践が不可欠であり、それを「信州型自然保育」として規定するために、別紙の通り基準を定める。

認定・登録の基準の内容については別紙参照

認定と登録の2つのカテゴリーを設定したねらいについては当資料末尾の補足を参照

## 10. 制度による効果

### 【認定・登録を受ける団体にとっての効果】

#### ① 自然保育に対する社会的認知と信頼性が高まる

- ・認定団体および登録団体について、県のホームページや広報等の情報発信ツールを活用した積極的な周知がなされることにより、自然保育に取り組んでいる団体およびその実践内容に対する社会的認知や信頼性が高まる。
- ・市町村へも県から周知されることにより、各団体の活動に対する市町村や地域の理解や支援等の促進が図られる。
- ・特に認定団体については、知事が認定した「信州型自然保育団体」として県が積極的にPRするとともに、「信州型自然保育認定シンボルマーク」を、名刺、各種印刷物、広報チラシ、団体ホームページその他、団体が発行する物等で使用できるため、対外的なPR効果が期待できる。

#### ② 県内外からの注目が高まる

- ・「銀座 NAGANO ～しあわせ信州シェアスペース～」等、県外の県関連施設、機関等において、長野県の特徴的な子育てや保育のスタイルとして積極的にPRすることで、全国からの注目が高まる。
- ・信州型自然保育に取り組む団体が増え、県外の保護者や指導者等の関心が高まれば、長野県で子どもを育てたい、保育したいという人々も増えて移住交流の促進も期待できる。
- ・「子育て先進県ながの」というイメージアップを積極的に図り、県外から長野県の子育て

環境の素晴らしさを知ってもらうとともに、長野県に生まれ育った子どもたちが、大学等で県外に出ても、また子育て世代になった時に「長野県で子育てしたい!」と思ってもらえることを期待したい。

### ③ 体験活動等に関する知識や経験が蓄積され、共有することで保育や幼児教育の内容が豊かになり質が向上する

- ・認定団体や登録団体が研修会や交流会等に参加することで団体間の交流やネットワークが広がり、実践に関する知識やノウハウが豊かになり、結果として実践の質が向上する。
- ・自然保育や体験活動の専門家から直接アドバイスを受けることができたり、県や市町村行政との連携も深まることで、様々な最新情報が得られやすくなる。

### ④ 保護者と信頼関係が高まり連携が促進される

保護者との日常的な連携や保育への理解促進についても、保護者と保育者が研修会や交流会へ参加することで保護者の理解や信頼が得やすくなり、相互連携が促進される。

## 【保護者、市町村等地域にとっての効果】

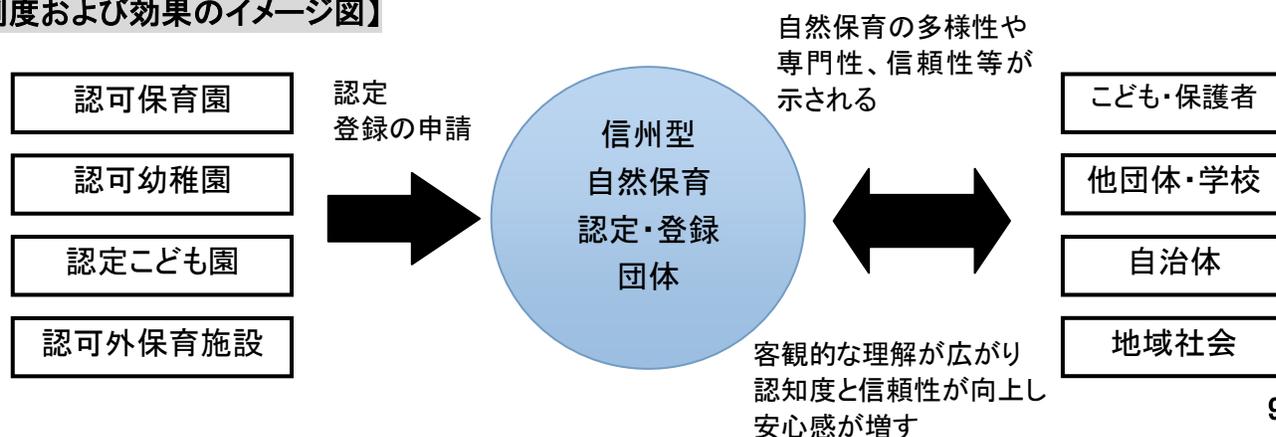
### 自然保育に関する客観的かつ具体的な情報が得られる

県および各団体からの情報発信や、研修会や交流会等の機会を通じて、保護者や市町村ならびに地域住民が自然保育や体験活動に関する客観的かつ具体的な情報を入手しやすくなることで、その実践内容や質を確認することができるようになる。特に、自然保育を求める保護者と子どもにとっては、保育施設等を選択する際の参考にすることができる。

## 【保育環境全体にとっての効果】

- ① 多様な保育ニーズを満たし、かつ自然保育に対する保護者や子どもの安心が増す。
- ② 実践団体の多様な保育内容や専門性が公開されることで社会的認知が拡大する。  
(人材確保や育成にもつながる)
- ③ 自治体や地域社会の客観的理解が促進される。  
(自治体にとっては、自然保育を求める保護者や保育者とのマッチングがしやすくなる)

## 【制度および効果のイメージ図】



## 11. 制度の要綱（項目案）

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ① 信州型自然保育の基本理念と定義 | ② 制度の趣旨と期待される効果     |
| ③ 認定審査委員会の設置      | ④ 申請要件              |
| ⑤ 申請              | ⑥ 審査                |
| ⑦ 認定              | ⑧ 認定・登録の期間          |
| ⑨ 認定更新および再登録      | ⑩ 認定・登録の取り消し        |
| ⑪ 認定団体の責務         | ⑫ 登録団体の責務           |
| ⑬ 研修および交流         | ⑭ 信州型自然保育ガイド（仮称）の活用 |

附則 この要綱は平成 年 月 日より施行する

### 【補足説明】 認定と登録の2つのカテゴリーを設定したねらいについて

認定団体と登録団体は自然保育における「実践スタイルの違い」であり、両者間に上下関係や優劣の違いはない。

#### 認定団体

自然体験に多くの時間をかけ、多様な体験活動を実践する、量的にも質的にも体験活動に力点を置く団体が、その特徴をアピールする観点で適したカテゴリー。

従来の保育や幼児教育とは運営体制や実践方法が異なる団体が認定を受けることが想定されるため、その実践の質や運営体制などについての社会的認知や信頼性を担保するために、県が厳密な基準を設定し、審査を経て認定を出す。

#### 登録団体

自然体験活動等を日常の保育・幼児教育に取り入れつつ、保護者のニーズや団体の状況に応じて、その他の活動にも同様に取り組んでいる団体に適したカテゴリー。

信州の恵まれた自然環境を保育・幼児教育に活用するために、多様な団体が幅広く参加できる仕組みとし、信州型自然保育の裾野を広げる観点から、県としてより多くの団体に登録を呼びかける。

2つのカテゴリーは、自然保育という共通認識を持ちつつも、団体の考え方や状況に応じて自由に選択できるものであり、必ずしも認定団体になることがベストではなく、団体によっては、登録団体のほうが団体の特性や自由度をより活かすことができると考える。

自然体験等に力点を置く認定団体と、従来のスタイルも尊重しながら体験活動等に取り組む登録団体のどちらを選択するかは、保護者にとってもニーズが分かれると考えられる。

以上のように、一つの制度で2つのカテゴリーを設定することは、団体にとっても、保護者にとっても、汎用性の高い仕組みであると考えられる。